

議案第28号 小松島市営住宅条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

障害者差別解消法の趣旨等に鑑み、在宅での常時介護が困難な者を市営住宅の単身入居資格者から除外する規定を削除するもの。また、田野団地の用途廃止及び除却にあわせ、別表中の当該規定を削除するほか、地方自治法改正を受けた現行規定の整理を行うもの。

小松島市営住宅条例(平成9年小松島市条例第14号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 補則(第55条—<u>第60条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者(以下「在宅常時介護困難者」という。)を除く。)にあ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>第6章 補則(第55条—<u>第59条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクまでのいずれかに該当する者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____に</p>	<p>改正</p> <p>削る</p>

っては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定す

あっては、この限りでない。

ア 60歳以上の者

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が(ア)から(ウ)までに掲げる障害の種類に応じ当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定す

る被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下クにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴

る被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下クにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴

<p>力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	<p>力を受けた者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	
<p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(2)～(4) (略)</p>	
<p>2 <u>市長は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。</u></p>		削る
<p>3 <u>市長は、入居の申込みをした者が在宅常時介護困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、他の市町村に意見を求めることができる。</u></p>		削る
<p>4 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定</p>	<p>2 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定</p>	改正

により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
で第1項第3号に掲げる条件を具備する者は、同項の規定にかか
わらず、市営住宅に入居することができる。

5 (略)

(入居の申込み及び決定)

第10条 第5条第1項、第4項又は前条に規定する入居者資格のある
者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところに
より入居の申込みをしなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第1
7条から第28条まで、第37条、第41条及び第57条の規定を準用
する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは
「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、
第17条中「第11条第5項」とあるのは「第44条第2項」と、「入
居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又
は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1
項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

(管理の委託)

第57条 市長は、この条例に規定するもののうち、次の各号に掲
げる事務を公共的団体に委託することができる。

- (1) 市営住宅の入居者の募集に関すること。

により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者
で前項第3号に掲げる条件を具備する者は、同項の規定にかか
わらず、市営住宅に入居することができる。

3 (略)

(入居の申込み及び決定)

第10条 第5条第1項、第2項又は前条に規定する入居者資格のある
者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところに
より入居の申込みをしなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第1
7条から第28条まで、第37条及び第41条 _____ の規定を準用す
る。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使
用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17
条中「第11条第5項」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可
能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第
37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」
とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

改正

改正

改正

改正

削る

- (2) 市営住宅の家賃の徴収に関すること。
- (3) 市営住宅及び共同施設の維持、修繕及び改良に関すること。
- (4) 市営住宅及び共同施設に係る環境整備に関すること。
- (5) 前2号に定めるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理に関するもののうち市長が別に定めるもの。

(敷地の目的外使用)

第58条 (略)

(罰則)

第59条 (略)

(委任)

第60条 (略)

別表(第2条の4関係)

名称	位置
青葉6団地	小松島市小松島町字北浜107番地の10
中田団地	小松島市中田町字内開51番地の5
旗山団地	小松島市芝生町字西居屋敷186番地の1
田野団地	小松島市田野町字月ノ輪19番地の1
立江清水団地	小松島市立江町字清水162番地の3
大林団地	小松島市大林町字宮免16番地
和田島団地	小松島市和田島町字明神東6番地の1
豊ノ本団地	小松島市中郷町字県前173番地の1, 字豊ノ本93番地の1

(敷地の目的外使用)

第57条 (略)

(罰則)

第58条 (略)

(委任)

第59条 (略)

別表(第2条の4関係)

名称	位置
青葉6団地	小松島市小松島町字北浜107番地の10
中田団地	小松島市中田町字内開51番地の5
旗山団地	小松島市芝生町字西居屋敷186番地の1
立江清水団地	小松島市立江町字清水162番地の3
大林団地	小松島市大林町字宮免16番地
和田島団地	小松島市和田島町字明神東6番地の1
豊ノ本団地	小松島市中郷町字県前173番地の1, 字豊ノ本93番地の1

改正

改正

改正

削る

加藤南団地	小松島市小松島町字菖蒲田18番地の2	加藤南団地	小松島市小松島町字菖蒲田18番地の2
加藤団地	小松島市中郷町字加藤7番地の1	加藤団地	小松島市中郷町字加藤7番地の1
加藤西団地	小松島市中郷町字加藤126番地の1	加藤西団地	小松島市中郷町字加藤126番地の1
第3泰地団地	小松島市中郷町字豊ノ本79番地	第3泰地団地	小松島市中郷町字豊ノ本79番地
泰地東団地	小松島市中郷町字豊ノ本100番地の10	泰地東団地	小松島市中郷町字豊ノ本100番地の10
泰地西団地	小松島市中郷町字西野6番地の1	泰地西団地	小松島市中郷町字西野6番地の1
泰地南団地	小松島市中郷町字露ヶ本54番地の1	泰地南団地	小松島市中郷町字露ヶ本54番地の1
太郎丸団地	小松島市坂野町字太郎丸5番地	太郎丸団地	小松島市坂野町字太郎丸5番地
新相久団地	小松島市坂野町字相久17番地の1	新相久団地	小松島市坂野町字相久17番地の1
櫛淵団地	小松島市櫛淵町字喰味谷101番地の3	櫛淵団地	小松島市櫛淵町字喰味谷101番地の3
新櫛淵団地	小松島市櫛淵町字大郷領11番地の1	新櫛淵団地	小松島市櫛淵町字大郷領11番地の1
日峰団地	小松島市中田町字脇谷3番地の2	日峰団地	小松島市中田町字脇谷3番地の2
喜来団地	小松島市小松島町字喜来14番地	喜来団地	小松島市小松島町字喜来14番地
大瀬小集落団地	小松島市中郷町字大瀬町10番地の1	大瀬小集落団地	小松島市中郷町字大瀬町10番地の1
第2小集落団地	小松島市中郷町字大瀬町37番地の1, 字加藤2番地の2, 字加藤27番地の1	第2小集落団地	小松島市中郷町字大瀬町37番地の1, 字加藤2番地の2, 字加藤27番地の1
第3小集落団地	小松島市中郷町字県前31番地の1, 字県前63番地の1, 字加藤39番地の1, 字加藤109番地の1	第3小集落団地	小松島市中郷町字県前31番地の1, 字県前63番地の1, 字加藤39番地の1, 字加藤109番地の1
第4小集落団地	小松島市中郷町字県前173番地の8, 字県前157番地の4, 字大瀬町26番地の1, 字加藤5番地の5, 字加藤110番地の1,	第4小集落団地	小松島市中郷町字県前173番地の8, 字県前157番地の4, 字大瀬町26番地の1, 字加藤5番地の5, 字加藤110番地の1,

	字長手33番地の1		字長手33番地の1
相久小集落団地	小松島市坂野町字相久33番地の1	相久小集落団地	小松島市坂野町字相久33番地の1
ミぞ口小集落団地	小松島市坂野町字ミぞ口18番地の1	ミぞ口小集落団地	小松島市坂野町字ミぞ口18番地の1